

公 募 公 告

令和８年度福井県高校生中国語学研修事業に係る業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和８年９月３日

福井県知事 石田 嵩人

1 目 的

県内の高等学校に在学する生徒を中国に派遣し、語学研修により中国語によるコミュニケーション能力を高め、国際社会の中で活躍できる視野の広い人材の育成を図る。そのため、最も適格な事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

- （１）企画提案書の提出を求める業務（以下「本業務」という。）の名称

福井県高校生中国語学研修事業

- （２）業務の内容

令和８年度福井県高校生中国語学研修事業に係る業務仕様書（別紙）（以下、「仕様書」という。）のとおりのとおり

- （３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

- （４）提案上限金額

生徒１人あたり、３４９，０００円（税込）を上限とする。

引率者１人あたり、３８９，０００円（税込）を上限とする。

3 参加資格

入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和４２年福井県告示第２７号）により競争入札参加資格者名簿に登録された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。
（２）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（４）当該入札に併せて行われる事前審査により、当該入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
（５）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接
的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 国税および福井県税を滞納していない者であること。

4 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

ア 法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書

イ 福井県税の滞納がない旨の納税証明書

※イについては、下記HPを参考の上、福井県税事務所に申請し、公募公告に記載の参加申込書受付期間内に交付されたものを提出すること。

「福井県 納税証明書交付請求について」

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/nouzei/shoumei.html>

なお、納税証明書交付請求書様式の「使用目的」は、「(9)その他」を選び「プロポーザル参加の資格審査の申請」と記載すること。納税証明書の「提出先」は「福井県教育庁」とすること。

(2) 受付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月11日（金）9時から17時の間

(3) 提出方法

持参、郵送にて提出すること。持参の場合は、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く、9時から17時の間に限る。

なお、郵送による場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る簡易書留郵便を利用し、令和8年9月11日（金）17時までに必着とする。

また、提出後における申込書の変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁高校教育課 担当 野村 幸史

TEL 0776-20-0295（直通）

5 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和8年9月11日（金）12時までに質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和8年9月11日（金）以降に電子メールにより参加者全員に対して行う。

質問書（様式2）送信先

福井県教育庁高校教育課 担当 野村 幸史

E-mail : k-nomura-kn@pref.fukui.lg.jp

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月16日（水）に書面にて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

7 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

仕様書を参照の上、以下の6項目を記載した企画提案書を正本1部、副本6部提出
(様式任意)

①移動日程・手段、活動日程	②緊急時の連絡体制・安全管理
③現地でのバックアップ体制、現地滞在・移動の安全性、利便性	④見積書（生徒分・引率者分）
⑤高校生海外研修の取扱実績	⑥大学への研修費の支払い

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。日曜日、土曜日および祝日を除く。

なお、持参の場合は9時から17時の間とし、郵送による場合は、簡易書留郵便を利用すること。

(3) 提出期限

令和8年9月29日（火）17時までとする。（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加・変更は認めない。

8 審査会

(1) 日時 令和8年10月1日（木）13:30～（オンラインによる実施を予定）

※詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) 実施方法 プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分以内

(3) その他 説明は紙媒体で提出された企画提案書のみを用いるものとする。

9 審査および契約先候補者の選定

(1) 契約先候補者の選定に際し審査する事項

下記の評価項目に従い、評価を行う。

①移動日程・手段、活動日程

- ・参加者の安全と体調を考慮し、著しく早朝あるいは深夜の移動とならないよう考慮されているか。

②緊急時の連絡体制・安全管理

- ・現地のトラブルに対応できるようになっているか。

③現地バックアップ体制、現地滞在・移動の安全性、利便性

④見積書（生徒分・引率者分）

- ・予算内で運営ができるか。適切な旅行保険代金等を見積もっているか（引率者分）。

生徒1人あたり、349,000円（税込）を上限とする。

引率者1人あたり、389,000円（税込）を上限とする。

- ・生徒8名分および引率者2名分を見積金額とすること。見積金額について、華東師範大学・浙江工商大学における語学研修に係る経費は、実行委員会と大学、県で内容および金額を決定するので、見積金額には研修費の清算にかかる手数料のみを計上すること。最終的な委託契約の額は、語学研修に係る費用を含む金額となる。

⑤高校生海外研修の取扱実績

- ・過去に同様の実績があるか。

⑥大学への研修費の支払い

・研修費の支払いは円滑に行うことが可能か。

(2) 契約先候補者の選定方法

提出書類および提案者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

(3) 契約先候補者の選定期間

審査会を実施した日から14日以内に選定結果を書面にて通知する。

10 契約の締結

審査の結果、選定された契約先候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、契約先候補者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

11 本業務に関する仕様書等の交付

(1) 交付場所

福井県教育庁高校教育課ホームページに掲載し、交付することとする。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukou/supportcenter/r9-china-kenshu.html>

(2) 交付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月11日（金）9時から17時

12 企画提案書等の情報公開

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の名称、審査結果概要等の情報を公開する場合があることを了知の上で応募すること。

13 その他

(1) 企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は一切返却しない。

(3) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザルで知り得た内容について、無断で使用してはならない。

(4) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格とすることがある。

(5) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(6) その他、不明な点については、下記担当に照会すること。

14 問合せ先

福井県教育庁高校教育課 探究・進路支援グループ

担 当：野村 幸史

住 所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話：0776-20-0295（直通）

E-mail：k-nomura-kn@pref.fukui.lg.jp